

「デイサービスセンターゆめさき」
指定介護予防通所介護相当サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するデイサービスセンターゆめさき（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び基本チェックリスト該当者にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター ゆめさき
- 二 所在地 前橋市富士見町原之郷975番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 介護福祉士1名以上
看護職員 看護師1名以上
機能訓練指導員 1名以上
介護職員 5名以上
従業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後17時30分（9時間）までとする。
- 四 延長サービス時間 午後17時30分から午後19時30分（2時間）までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は29名とする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 時間延長サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供
（利用料等）

第8条 指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、当該指定介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食事費として、850円。
- 二 おむつ代として、180円。尿取りパット70円。
- 三 その他指定介護予防通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 浴室を利用する際には、必ずスタッフに申し出ること。
- 三 施設内は禁煙のため、喫煙する方は必ずスタッフに申し出て屋外喫煙場所を利用すること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年5月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者を選定する。
 - 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 三 虐待防止のための指針を整備する。
 - 四 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずるものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人富士たちばなクリニック開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年3月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年3月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年8月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年7月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。